

平成 26 年 10 月 31 日
中央教育審議会 大学分科会
大学教育部会 資料 1 - 3
(会議後修正版)

高等教育機関における編入学の柔軟化について（方向性）

（検討の経緯について）

- 現行制度においては、大学以外の高等教育機関から、大学の途中年次への編入学が認められているのは、短期大学、高等専門学校又は一定の要件を満たす専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）を卒業した者に限られている。
- この点について、教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」（平成 26 年 7 月）では、「学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要」との提言がなされている。
- 第 6 期中央教育審議会大学分科会においても、各省庁がそれぞれの所管法令に基づいて設置する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもの（いわゆる「省庁系大学校」）における学修の単位認定に係る議論において、「様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築していくことが必要」と指摘されている。
- しかしながら、現在の仕組みでは、高等学校専攻科¹や職業能力開発大学校・短期大学校を卒業した後に、大学に編入学することは認められていないため、新たに大学に入学することが必要となり、学生の負担が大きい。このため、高等教育機関の間での進路変更等に当たって阻害要因となっているとの指摘もある。

（高等学校専攻科について）

- 高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校卒業者に更に深い教育の機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、高等学校専攻科での学修を大学で単位認定する仕組みはなく、また、高等学校専攻科修了者が、大学に編入学することも認められていない。このため、志と能力がある者にとって時間的・経済的な負担となっている。また、例えば看護の分野で、高等学校専攻科を修了した後に、看護系大学等

¹ 高等学校専攻科と同等である、中等教育学校後期課程専攻科及び特別支援学校専攻科を含む。

へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す者もいるなど各分野において、大学での単位認定や編入学へのニーズが存在している²。

- これまでも、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）や初等中等教育分科会高等学校教育審議会審議まとめ（平成26年6月）等において、高等学校専攻科の修了者の大学への編入学について検討を進めることなどが提言されてきたところである。
- 本部会の審議においては、高等学校専攻科からの大学への編入学について
 - ・受け入れる大学が、どういう教育を受けてきた学生かを判断すれば良いのであって、一律に編入学を認めないという扱いにすることはしないのではないか、
 - ・高等学校の本科と専攻科の5年間を修了した後、大学に4年間行くとなると、社会に出るまでに9年かかってしまい、経済状況から進学を望んでいてもあきらめる生徒がいる、
 - ・既に一定の要件を満たした専門学校の卒業者には大学への編入学が認められているが、生徒数、教員数、教員の体制などで高等学校専攻科の方が手厚いものとなっている場合もある、等の一定の理解を示す意見があった。
- 一方で、高等学校専攻科では多岐にわたる教育が実施されており、その実施体制も多様である実態を踏まえ、
 - ・既に編入学が認められている専門学校と同程度に、組織的・体系的な教育がなされている専攻科に限定して編入学を認めることが必要である、
 - ・高等教育相当というためには、例えば、大学の教員は教育に加え先端の研究にも従事し、研究指導もできる者であり、そういった背景を持つ教員が教える必要がある、
 - ・一定の質を保証するためには、高等教育としての質を評価できる仕組みが必要である、等の意見があった。
- 今後、社会人として求められる知識・技能の高度化や、職業人としてより

² 文部科学省が平成24年度に行った「高等学校専攻科に関する実態調査」では、全国に設けられている高等学校専攻科185学科中、約55%にあたる101学科において、上級学校への編入学ニーズが「大いにある」又は「ややある」と回答している。

専門的な能力を習得することが一層求められるようになっていく中で、前述のとおり、学習者が、その目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるように進路変更の柔軟化を図ることが必要である。

- また、大学が多様な学修歴を有する学生を受け入れていくことは、高等学校専攻科の修了者の学修ニーズの多様化に適切に応えるだけでなく、学生の選択の幅を広げ高等教育機関の間での学生の流動性を高める観点からも有意義である。
- 高等学校専攻科については、例えば、看護分野では、5年一貫教育による看護師養成課程が設けられるようになっており、高度かつ体系的な教育がなされている学校もある。また、農業分野では、高度な専門知識と技術を修得させているような学校もある。
- このような状況を踏まえ、一定の教育水準を満たす高等学校専攻科については、高等教育機関に相当する質保証の仕組みを確保した上で、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、その修了生については、大学への編入学を可能とすることにより、高等学校専攻科修了後の進路変更の柔軟化に対応できるようにする必要がある。
- その前提として、修了者に大学への編入学を認めることとする高等学校専攻科については、その修業年限や授業時間数、教育内容、教員資格等に関して、新たな基準を設けることや、客観的な評価の仕組みを構築することを通じて、質の担保を図ることが必要である。
- これらの制度的な整備を行った上で、一定の要件を満たす高等学校専攻科については、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、当該高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くなど所要の措置を講じることとする。

(職業能力開発施設について)

- 平成26年9月に文部科学省告示が改正され、職業能力開発施設（職業能力開発大学校及び同短期大学校）における学修について、大学における単位認定の対象とすることが可能とされたところである。

- これにより、職業能力開発施設における教育課程を修了して、学士の学位を得た者が大学の途中年次に接続する場合に、当該施設における一定の学修について、大学の単位として振り替えることが可能とされたところである。また、大学生にとっても、職業能力開発施設の授業に参加した場合に、大学の単位を修得することが可能になる等、より多様な選択肢が開かれたところである。

- 一方で、職業能力開発施設から大学への編入学を可能にするためには、職業能力開発施設における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提となる。同校における学修が、大学における単位として認定されることについては、平成26年9月に文部科学省告示が改正されたところであり、今後、各大学における単位認定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを行っていくことが必要である。